

南海トラフ地震に係る防災対策推進地域の指定について（諮問）

【推進地域及び特別強化地域の指定】

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
（平成25年11月29日公布、平成25年12月27日施行）

推進地域及び特別強化地域の指定

- ・ 著しい被害が生じるおそれがある地域を、地方公共団体の意見を聞いて推進地域として指定
- ・ 指定の基準は、震度、津波の高さ等をもとに検討
- ・ 津波が発生した場合に特に著しい津波被害が生じるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、地方公共団体の意見を聞いて特別強化地域として指定
- ・ 指定の基準は、津波の高さ、津波到達時間等をもとに検討

計画の作成

- ・ 南海トラフ地震対策特別措置法、災害対策基本法に基づき南海トラフ地震防災対策推進基本計画等を作成

防災対策の推進

- ・ 従来からの耐震化、防潮堤の整備等の地震防災対策に加えて、津波からの避難施設、高台までの避難経路等の整備、高台移転等を通じた津波避難対策の実施等、津波に係る防災対策を推進

【南海トラフ地震の被害の特徴】

- 広域かつ甚大な人的被害、ライフライン、インフラ被害の発生
- 膨大な数の避難者の発生
- 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
- 被災地内外の食糧、飲料水、生活物資の不足 等



これらの特徴を踏まえた対策の実施を推進